

平成30年第1回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年3月5日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成30年3月5日 (月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (11名)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1番 光岡美里君       | 2番 末吉克巳君  |
| 3番 岡本則夫君       | 4番 中川ゆかり君 |
| 5番 主枝幸子君       | 6番 奥村富士雄君 |
| 7番 柚木喬君        | 9番 瀧野純敏君  |
| 10番 中雅洋君       | 11番 大田直樹君 |
| 12番 川本英輔君 (議長) |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 町 長    | 吉田隆行君  |
| 副 町 長  | 山中裕之君  |
| 教 育 長  | 太田耕樹君  |
| 技 監    | 福代智之君  |
| 総務部長   | 新木之博君  |
| 民生部長   | 中村政愛君  |
| 教育次長   | 河本和彦君  |
| 総務課長   | 藤本大一郎君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君  |
| 税務住民課長 | 大畠英司君  |
| 民生課長   | 高橋蔦江君  |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 産業建設課長     | 西 谷 伸 弘 君 |
| 都市計画課長     | 中 村 輝 彦 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 議会運営委員会報告
- (3) 総務厚生委員会報告
- (4) 産業文教委員会報告
- (5) 議会広報調査特別委員会報告
- (6) 地方創生推進特別委員会報告
- (7) 後期高齢者医療広域連合議会報告
- (8) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (9) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

|       |        |                                             |
|-------|--------|---------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 「会議録署名議員の指名」                                |
| 日程第2  |        | 「会期の決定」                                     |
| 日程第3  | 議案第1号  | 「平成29年度坂町一般会計補正予算（第6号）」                     |
| 日程第4  | 議案第2号  | 「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」             |
| 日程第5  | 議案第3号  | 「平成29年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」                |
| 日程第6  | 議案第4号  | 「平成29年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」               |
| 日程第7  | 議案第5号  | 「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」              |
| 日程第8  |        | 「平成30年度町長施政方針」                              |
| 日程第9  |        | 「平成30年度教育行政方針」                              |
| 日程第10 |        | 「一般質問」                                      |
| 日程第11 | 議案第6号  | 「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」                   |
| 日程第12 | 議案第7号  | 「坂町総合計画策定条例の制定について」                         |
| 日程第13 | 議案第8号  | 「坂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」 |
| 日程第14 | 議案第9号  | 「坂町循環バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」              |
| 日程第15 | 議案第10号 | 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」     |
| 日程第16 | 議案第11号 | 「坂町国民健康保険条例の一部改正について」                       |
| 日程第17 | 議案第12号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」                      |
| 日程第18 | 議案第13号 | 「坂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」                  |
| 日程第19 | 議案第14号 | 「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」                 |

|       |        |                                                                                             |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第20 | 議案第15号 | 「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」                                                                    |
| 日程第21 | 議案第16号 | 「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」                                                                 |
| 日程第22 | 議案第17号 | 「坂町介護保険条例の一部改正について」                                                                         |
| 日程第23 | 議案第18号 | 「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」                                           |
| 日程第24 | 議案第19号 | 「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第25 | 議案第20号 | 「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」                |
| 日程第26 | 議案第21号 | 「坂町葬祭料条例の一部改正について」                                                                          |
| 日程第27 | 議案第22号 | 「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」                                                                    |
| 日程第28 | 議案第23号 | 「坂町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について」                                                            |
| 日程第29 | 議案第24号 | 「坂町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」                                                           |
| 日程第30 | 議案第30号 | 「坂町留守家庭児童会設置条例の一部改正について」                                                                    |
| 日程第31 | 議案第25号 | 「平成30年度坂町一般会計予算」                                                                            |
| 日程第32 | 議案第26号 | 「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」                                                                    |
| 日程第33 | 議案第27号 | 「平成30年度坂町下水道事業特別会計予算」                                                                       |

- 日程第34 議案第28号 「平成30年度坂町介護保険事業特別会計予算」  
日程第35 議案第29号 「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。

平成29年度年度末、最後の定例会となりましたが、本定例会においては、議案30号までを含め、また、一般質問も13問、そして予算審査特別委員会も予定をいたしております。どうぞ、皆様方の御協力をいただきまして、審議がスムーズにいきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は11名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時02分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成30年第1回坂町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、平成30年度予算を初め、30件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜ますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

初めに、去る2月13日、三登信秀議員から、2月28日をもって、一身上の都合により議員を辞職したい旨の辞職願が議長に提出されました。これを2月24日に受理をいたしました。

次に、2月23日に平成29年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がメルパーク広島で開催され、坂町議会から議員11名、事務局1名が参加いたしました。

議会広報表彰では、広報部門で特選を受賞いたしました。

午後からは、駒澤大学教授、大山礼子先生より「これから求められる町村議会の役割」と題しての講演を受けました。議会を取り巻く環境、ますます重要になる地方議会の役割など、課題に向けての事例を挙げながらの講演でした。

以上で、議長報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 議会運営委員会報告。

主枝委員長。

○5番（主枝幸子議員） 議会運営委員会から報告いたします。

去る2月13日、佐賀県基山町議会の議長、議会運営委員6名、事務局1名の計8名が議会基本条例について研修に来町されました。

坂町からは、川本議長、大田副議長、議会運営委員6名が対応いたしました。

議会基本条例制定までの経緯などを説明した後、質疑、意見交換を行い、約2時間の研修を終了いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 総務厚生委員会報告。

中川総務厚生委員長。

○4番（中川ゆかり議員） 総務厚生委員会報告を行います。

平成30年2月2日に、環境省の環境型社会形成推進交付金などを活用し、平成27年度から着手しておりました安芸クリーンセンター基幹的設備改良工事、いわゆる長寿命化がほぼ完了しているとのことで、現地視察を行いました。

安芸クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る経緯や二酸化炭素排出量の3%以上の削減等、環境への配慮や長寿命化の効果の説明を受けた後、今回の工事を反映し、新たに作成されたビデオによる施設紹介に続き、新規改良された懐炉、溶融炉、ボイラ等の画像を見ながら概要の説明を受け、完成後はおおむね15年間稼働する予定とされている新規改良をした現地を視察しました。

質疑応答の終わりに、今までどおり安全・安心に事故のないよう努めていただくようお願いし、視察研修を終えました。

年間計画にはないものでしたが、受け入れをしていただいた中村事務局長を初め、関係者に感謝申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 産業文教委員会報告。

瀧野産業文教委員長。

○9番（瀧野純敏議員） 産業文教委員会報告を行います。

平成29年12月15日正午より、給食センターにおいて、学校給食の現状と課題、取り組みについて視察研修を行いました。

学校給食の試食をし、栄養管理士を交え意見交換を行いました。各学校とも食べ残しも少なく、低学年から高学年までバランスのよいメニューになっておりました。高

学年用を試食しましたが、味もよく、ボリュームもあり、小学低学年から高学年、中学生までのバランスをとる栄養管理士の賄いの苦勞を感じました。

今後、給食資材の高騰による給食費の切り詰めが心配で、町内学童の健康、成長のためにも、給食費の予算の増加が望まれると感じました。

続いて、平成30年1月19日13時より委員会を開会し、県道・町道視察を行い、県道坂小屋浦線の進捗と町道の状況について協議をいたしました。

県道工事は多少の進展はあるが、我々の予想からは相当ずれてある。確かに県の工事ではあるが、町行政として他人任せの状態が納得できかねる。今後とも、早急な要望、対応を求めたい。

町道工事はおくれながら、事業経過が読めてきた。今後は早くの予算計画を行い、進展に努めていただきたい。

町内視察に当たり、各箇所の離合箇所が拡幅、消防、救急、町民の生活の多くに恩恵をもたらしておりました。これからも町道環境の整備にいま一層の努力を望みます。

続いて、平成30年3月2日、平成28年5月改良工事を行ったB&G海洋センタープール鉄骨塗装塗膜剥離の原因と今後の流れについて、行政幹部職員と協議を行いました。1年足らずの期間に、新規改造部分を含め塗膜剥離が何カ所も見られ、施工業者の調査に不信感を覚えました。施工工事は無償で行うと聞いておりますが、今後は補修工事の監視を務め対応すべきと感じました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 議会広報調査特別委員会報告。

中議会広報調査特別委員長。

○10番（中 雅洋議員） 議会広報委員会報告を行います。

去る平成29年12月定例会終了後、広報委員により議会だより第142号の編集作業を実施いたしました。広報委員は定例会終了後、連続4日間、編集作業、その後、3日、作成した議会だよりの校正作業を行い、予定どおり、1月1日、発行いたしました。

また、去る2月23日、広島県議長会の研修会で、議会だより広報誌のクリニックがあり、広報委員も全員参加いたしました。

広報クリニックでは、坂町の第139号、平成29年4月1日発行のクリニックもあり、スピード発行への評価、議会のチェック機能を発揮した追跡記事欄、また、子

供たちから見た議会や、町の声等も好企画で好評価をいただきました。

改善点として、写真やグラフの適切な配置、見出しは何を大きくして何を小さくするかもっと工夫を、また、キャプションには本文を誘導する効果的にするものに等の指導を受け、大いに参考になりました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 地方創生推進特別委員会報告。

大田地方創生推進特別委員長。

○11番（大田直樹議員） 地方創生推進特別委員会報告を行います。

去る1月4日に、小屋浦地区にございます坂町有住宅モデルルームの現地視察を行いました。1号棟の2LDKの1戸と2号棟の3DKの1戸について、担当課から説明を受け、リフォームでなくリニューアルされた状況を確認し、委員会を終了いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 後期高齢者医療広域連合議会報告。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しましたので報告します。

平成30年2月14日、広島県医師会館において、全員協議会に引き続き、平成30年第1回定例会が開会されました。

蔵田前広域連合長の辞職に伴い、広域連合規約及び広島県後期高齢者医療広域連合の広域連合長選挙に関する規則に基づき、3月5日に選挙の実施が決定し、広域連合長不在の間は、入山副広域連合長が広域連合長の職務を代理することの報告がありました。

提出された7議案は、法改正に伴い、情報公開・個人情報保護審査会条例及び後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

プロポーザル選定委員会設置条例の制定について。これは、平成31年度に全国で実施する電算処理システム機器の更新に伴うシステム構築等業務について委託業者選定のための委員会を設置するための条例です。

次に、平成29年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万4千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ11億2,162万円とするもので

す。

また、特別会計補正予算（第2号）は、債務負担行為補正など886万9千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ4,085億1,408万9千円。

次に、平成30年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ11億7,537万1千円と特別会計予算歳入歳出それぞれ4,018億1,234万1千円が計上され、全ての議案が原案どおり可決され、閉会しました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告8 府中・坂地区水道整備協議会報告。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 府中・坂地区水道整備協議会の報告を行います。

去る1月30日火曜日、午前10時より、広島市水道局基町庁舎において、平成29年度第2回府中・坂地区水道整備協議会が開催され、坂町から吉田町長、西谷産業建設課長と、私、大田が出席いたしました。

初めに、平成30年度広島市水道事業会計当初予算案の概要について、業務の予定量、予算規模、主要施策、経営の効率化、平成30年度府中町・坂町負担金予定額の報告がございました。

坂町の負担金予定額の内容は、消火栓負担金196万5千円、水源開発繰入金81万3千円、温井ダム建設負担金310万5千円、安全対策事業20万1千円、下水道使用料徴収業務受託収入1,041万5千円で、合計1,649万9千円でありました。

次に、平成30年度坂地区水道施設整備計画についての協議があり、新設工事2件に2,300万円と施設更新及び改良工事業務6件に4,315万9千円で、合計6,615万9千円の予算説明を受けました。

新設工事のうち街路計画、県道坂小屋浦線整備事業に伴う布設工事として、JR呉線と国道31号線をまたぐ設計業務が組み込まれていることの説明を受け、会議を終了いたしました。

以上で、府中・坂地区水道整備協議会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告9 監査委員報告。

奥村監査委員。

○6番（奥村富士雄議員） 坂町監査委員報告をさせていただきます。

監査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏並びに私、奥村富士雄の2人で実施いた

しました。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を平成29年12月分を12月21日、平成30年1月分を1月22日、平成30年2月分を2月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金出納は適正であると認めます。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告を申し上げます。

広島県町村会会長会議について御報告をいたします。

去る2月9日、広島市のメルパルク広島において町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第1号議案として、平成30年度広島県町村会事業計画について、第2号議案として、平成30年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件について、いずれも全会一致で承認されました。

引き続き、自治功労者の表彰が行われ、一般職員の部では、坂町職員から、広島県町村会表彰勤続25年以上として、生涯学習課長、福嶋浩二君、税務住民課係長、松谷展裕君、税務住民課係長、田渡 誠君、税務住民課主任、飯原知美さんが受賞されました。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告。

山中副町長。

○副町長（山中裕之君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御説明いたします。

平成29年第2回管理組合議会定例会が平成29年12月22日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに吉原会計管理者と私が出席いたしました。

当日は4件の議案が提出され、まず、専決処分の承認につきましては、人事院の給与勧告等に準拠して、職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、全会一致で

承認されました。

その他、平成28年度各会計歳入歳出決算認定、平成29年度一般会計補正予算及び広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり全会一致で認定可決され、同日、閉会されました。

続きまして、平成30年第1回管理組合議会定例会が平成30年2月22日に開催され、同じく、坂町からは吉田町長と川本議長並びに吉原会計管理者と私が出席いたしました。

当日は、まず管理者から安芸クリーンセンターについて、基幹的設備改良工事が完了し、現在は性能試験を行い、引き渡しを待っている状況であるとの報告がございました。

続きまして、3件の議案が提出され、平成30年度一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億2,986万3千円と定めるもので、前年度に比べ1,107万5千円の減額となっております。

平成30年度広域ごみ焼却事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ9億3,265万2千円と定めるもので、前年度に比べ8億453万6千円の減額となっており、主な減額の要因は工事請負費の減によるものでございます。

その他は組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてでございます。

これらの議案につきましては、いずれも全会一致で原案どおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、11番大田直樹議員、1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から3月12日までの8日間に決定しました。

日程第3 議案第1号「平成29年度坂町一般会計補正予算（第6号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第1号「平成29年度坂町一般会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったことにより、既定の予算総額から8,916万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を56億6,889万6千円といたすものでございます。

8ページの繰越明許費は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すもので、債務負担行為は循環バス購入事業を計上いたしました。

9ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき限度額の変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、15ページの町税では、それぞれ収入見込みを計上いたしました。

16ページからの地方譲与税及び各交付金につきましては、県の試算に基づき計上いたしました。

18ページの分担金及び負担金、19ページの使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入見込みにより計上いたしました。

20ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれの事業の執行見込みにより計上いたしました。

25ページの寄附金、一般寄附金では、企業版ふるさと納税寄附金350万円、教育費寄附金では、海外研修事業に対する指定寄附金500万円をそれぞれ追加計上いたしました。

27ページの町債では、各事業の執行見込みによる減額をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出で、29ページの総務費、財政管理費では、各事業に係る基金積立金を

それぞれ追加計上いたしました。

34ページの民生費、国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計繰出金1,159万2千円を計上いたし、35ページの保育所費では、私立保育園の運営に係る経費を追加計上いたしました。

40ページの土木費、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金2,939万4千円を追加計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） まず、8ページに繰越明許費、これ、約2億2千万円くらいかな、ざっと計算すると。まず一点目、この財源はしっかり、全部と一緒に、どういうふうに確保するのかな。ちょっとその辺をお聞きします。この2億2千万円余り、全体の中で、帳面にあるけえ、口座を設けるとかいろいろあるんじゃないけど、その辺をちょっと一点お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 8ページの繰越明許費についてお答えいたします。

この繰越明許費につきましては、各事業名掲載させていただいておりますけども、29年度の執行が困難な案件につきまして、30年度に繰り越しをさせていただいて、29年度予算を30年度に執行させていただく、そういう事業でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 質問とちょっとずれたね。要は、お金の、副町長、あれでしょ。ちょっとずれた答弁。もう一遍、要は、そのお金をどういうふうに確保する、具体的な会計的な世界じゃけど、例えば2億2千万円、こういう口座で通帳持つとかいうような感じで、そんなあれじゃないんでしょ。その辺をちょっとお聞きしたい。2億2千万円余りの財源を確保しとりますというんじゃないけど、それはどういうふうに管理するのかなって。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

それぞれ当初予算等で計上させていただいて、それぞれごとに国の支援をいただいたり、例えば3世代同居支援事業等につきましては、これは県からいただいた補助金を基金として持っておりますので、そういったものに充てるということで、それぞれについて、既に計上させていただいたときに財源の確保はさせていただいておりますので、これが30年度に繰り越したといたしましても、国の支援とか、あるいは基金での対応というのはできる形になっておりますし、一般財源につきましても、その部分については確保して、翌年度に財源を使う形になっておりますので、この繰越事業については、それぞれの財源、特定財源を含めて全て確保したものととして、来年度、執行させていただくことになります。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） もう一点、今の答弁だと、グロスじゃないけど、全体の中へ入ってまわしておるといふふうに理解します。

あともう一点、この繰越明許費の繰り越しするんだけど、ちょっとできんかったよというようなので来年度へ繰り越すんじゃないけど、ちょっと全体には理由があるんじゃないと思うんですが、今年度、施行できんかった。それはほとんど予定どおりなんかな。1年じゃできんのじゃというような、そういう事業なんか、それらしきものもありそうだけど、全体で言うと、できれば消化したにこしたことはないんじゃないけど、予算で済んだんじゃないけん、その辺の正当な理由いうんかな、そんなんが何ぼか事例でもええんですが、九つありますから、その辺でちょっとお聞きします、正当な理由的なもの。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 繰り越しの具体的な理由等でございますが、この中で土木費、道路橋梁費の社会資本整備道路事業等、これらは坂東環状線の用地交渉と用地購入に伴うものでございます。これらは境界立会及びそういった現地での確認、交渉の中で用地交渉等不測の日数を要したことから、事業費として国費を含め次年度へ繰り越したというような事例でございます。

また、同じように都市防災総合推進事業につきましては、本年度、設計、工事までする予定でございましたが、やはり契約に伴う不測の日数を要したことで、今現在、実施しております工事が少し年度をまたいでおくれるというような事例がございます。

その他、海岸保全事業等につきましては、県から事業実施に伴うおくれが出たこと

からの通知によりまして繰り越しをしとる、そういったところがハード面での大きな理由でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 33ページの民生費のところ、一番上の社会福祉協議会職員等571万8千円とありますが、これ、2名ぐらい職員がふえたんでしょうけど、その内容を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

この570万円余りの追加補正につきましては、年度当初の当初予算計上で予定しておりませんでした職員を新たに1名派遣したことによる増でございます。

派遣理由といたしましては、多様化する社会福祉業務全般の知識の習得等を目的として、職員について派遣をさせていただくということで派遣をしたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 同じく33番の扶助費、自立支援給付費なんですけど、これの人数等の内訳はどのようになっているんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

自立支援給付費については15事業あるんですが、全体的に延べ人数を当初は1,313名を予定しておりましたが、決算で1,377人、67人の増が見込まれることから、増額をさせていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今、33ページやっていますが、ちょっと引き続きですね、一番下から3行目、障害児入所給付費等が1,049万2千円の補正になっているんですが、これは当初予算に対してかなりぶれが大きいんじゃないかと、どういう理由でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） お答えいたします。

障害者入所給付事業は3事業のうちの一つ、放課後等児童デイサービスの利用者人数がふえたこと、これの人数につきましては、当初の予定を326人と見込んでいましたが、376人の50人増となったこと、また、放課後等児童デイに関しましては、1日から5日までの利用があるんですが、当初は2日ぐらいの利用だったんですが、5日利用の方がふえたことによる一人当たりの増額も要因となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 35ページの小屋浦みみょう保育園大規模改修事業補助金934万5千円の金額の説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） この大規模改修費用の増額でございますが、当初予算を立てるときには、設計においては概算設計ということで計上しておりました。しかしながら、今年度に入りまして、本設計に入りましたところ、現在の園児の増を見込んでトイレを一つ増設をしたいという申し出がありました。それをもちまして、みみょうのほうに県に申請をしましたところ、県の申請が通ったことから増額となったものでございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 済みません、33ページに戻っていただきたいんですが、地域生活支援事業の減の理由をお願いします。33ページの一番下なんですが。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） 地域生活支援事業の減は、4事業のうち、日常生活用具が169万2千円、移動支援事業が168万2千円の減となりました。これは利用者の減によるものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと申しわけないですが、19ページ、歳入のほうをちょっとお願いします。

今現在、町営住宅の使用料のマイナス1,030万円というふうなことですけども、例えば、今、町営住宅の値下げとかいうようなことはあり得るのですか。この場合、

今後、かなり住宅余りみたいな形の流れになってきていると思うんですが、町有住宅にとられたりするということがあるんですが、この辺の1,030万円は、今後、どのように改善するかということをお話ししたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 町営住宅使用料の1,030万円の減額でございますが、議員御指摘のように、これは主には平成ヶ浜住宅の空き家が生じております。この大きな理由といいますのは、隣のマンションに移られ、またその後、入居等についてPR等していったんですが、今現在も14戸の入居がまだできてない状態の中での減額でございます。

これらの家賃料につきましては、近傍のそういった家賃体系の中で家賃設定をしております。今現在、減額というのは考えておりません。

一応、今、空きがあるところにつきましては、不動産協会、または宅建協会等へ依頼しながら、今現在、空き家が解消できるよう鋭意事業を進めているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 37ページの保健衛生の関係で、健康増進計画・食育推進計画策定業務の委託料が75万円という減額になっているんですが、この要因についての説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 37ページ、委託料、健康増進計画・食育推進計画策定業務75万円の減額につきましては、今年度、この計画を立てましたが、委託料として入札をいたしまして、委託料を決定いたしました。その入札残の額をこのたび減額させていただくものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 同じページで、3行下にあります予防接種270万円の委託料の増ということですけども、これ、ちょっと予算書の書き方が、予防接種でもいっぱいあると思うんですけども、これはこういうような書き方をするんですか。ちょっと質問せんとわからんような書き方になっているので、ちょっとその辺を説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

予防接種というのを一くくりとして子供の予防接種や高齢者さんの予防接種、それをひっくるめて予防接種という表記をいたしておりました。

このたび、こちらのほうで補正をさせていただくものにつきましては、子供の予防接種の接種率がかなり上がりましたので補正をさせていただいたもので、予防接種とは、子供の予防接種もあり、高齢者の予防接種もありということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 続いて、たしか乳幼児の予防接種じゃないかと思うんですけども、これは何名分の追加ですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

子供の予防接種は8種類ございまして、何人分というか、それぞれございまして、例えば4種混合の予防接種といたしましては、当初、430名を予定しておりましたが、493名、63人の増となりまして、こういったものが出ております。それぞれありますが、MRという2種混合があるのですが、これは186名のところ232名で46名の増と、各いろいろございまして、かなりの増ということになっておりますので、このたびの補正となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） この中で1ページにあるように、今期、8,900ほど減額ですが、総額にすれば、ことしは、前年度からいったら1億2,100万円ぐらい減額になりますよね。今後、町としてはこれぐらいの予算で、28年度にしても57億9千万円、これ、56億円前後で今から推移できるのか、その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

予算の今後の推移ということでございますけども、一番推移する要因は普通建設事

業費、投資的経費が多い年と少ない年ということで、額が変わる可能性が一番多いと思いますが、今後とも、社会保障費等が少しずつグレードが上がってきておりまして、その部分について、今年度もこの予算で民生費のほうを補正をさせていただいておりますが、そういった社会保障の増というのは考えられますけども、大きく、今後、増減にウェイトを占めるのは普通建設事業費の多い年、少ない年で変わってくると思います。

ただ、額的にはこの程度の額を推移していくものと考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと歳入のほうへ返ってください。25ページ、お願いします。

25ページの寄附金で、企業版ふるさと納税の寄附金というのが350万円あります。この内容をちょっと。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 25ページの企業版ふるさと納税の寄附金についてでございますが、これは28年度補正で国の内閣府からの事業認定を受けて繰り越しさせてさせていただいて、今年度、主に八幡さんから寄贈を受けました六角神輿の修復、また、その財源に充てるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 45ページの保健体育費の2番、体育施設費の樹木管理業務、防犯カメラ、グラウンド通路整備とあります。この主な減額の要因をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

防犯カメラの設置工事、北新地グラウンドにつきましてですけども、工事の執行残として13万円、あと北新地グラウンドの通路の舗装を行いましたけども、その工事の執行残として42万3千円の計55万3千円を計上したものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 30ページをお願いします。

30ページの、これ、金額が大き過ぎるんで質問するんですが、社会保障・税番号制度システム改修業務が、ここで一挙に423万3千円、この内容をちょっとお知らせください。

○議長（川本英輔議員） 大島税務住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） ただいまの件にお答えいたします。

この金額につきましては、当初、平成29年度で補助対象ということの見込みで計上させていただいたもののうち、30年度へ先送りというか、年度が延びたという部分でのマイナスでございます。ですから、29年度執行予定のものが30年度へスライドしたという御理解でよろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） たしか29年度は220万円の予算だったんですよね。ということで、この423万3千円というのはどのような形の解釈をすりゃええんか。

○議長（川本英輔議員） 大島住民課長。

○税務住民課長（大島英司君） 当初予算ではそういうことでございましたが、9月補正、12月補正で、一旦、増の予算で、その中で最終的にスライドしたという部分の金額でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 44ページの工事請負費なんですけど、安くなるのはいいことだと思うんですけど、どういう理由で安くなったのかというところをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

これらの工事につきましては、入札を行いますけども、入札でうちのほうが設計して予算を計上したもので入札をするんですけども、企業の努力で安く入札が行われたということで、執行残が発生したものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 37ページ、資源ごみ収集業務が311万1千円ということで、マイナスがかなり多いと思うんです。内容をちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

資源ごみの収集業務につきましては、資源ごみの収集運搬に係る費用、当初の設定額よりもかなり安く入札のほうで単価が落ちましたので、300万円、大きな金額なんですけれども、1年間のトータルで考えたら300万円のマイナスなんですけれども、入札による減でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4、議案第2号「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第2号「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額から1億4,097万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億5,925万6千円とい

たすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国民健康保険税944万1千円の減額は、収入見込みにより計上いたしました。

10ページの国庫支出金、国庫負担金2,935万2千円の減額、国庫補助金1,763万4千円の減額、療養給付費交付金695万3千円の減額、11ページの県支出金、県負担金808万2千円の減額、県補助金712万8千円の減額、共同事業交付金7,397万7千円の減額は、保険給付費の実績見込みにより計上いたしました。

12ページの繰入金、一般会計繰入金1,159万2千円の増額は、歳入の見込みにより計上いたしました。

次に、歳出につきまして、13ページの保険給付費、療養諸費3,940万円の減額、高額療養費909万2千円の減額、14ページの出産育児諸費126万円の減額、共同事業拠出金6,386万1千円の減額、15ページの保健事業費4万3千円の減額、特定健康診査等事業費79万3千円の減額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

基金積立金2,652万6千円の減額は、歳入の見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 9ページの医療給付費分現年課税分、この303万2千円について説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 大畠税務住民課長。

○税務住民課長（大畠英司君） お答えいたします。

このたびの国保税の歳入の税金部分の補正につきましては、当初予定しておりました被保険者数の数は減ってきているんですけれども、当初、100人を想定してやっていたところ、実際、年度末になりまして188名ということで、88名分が減ったということによる減額でございます。これはトータルでそのような形になっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 14ページの共同事業拠出金の高額医療共同事業医療費マイナス3,232万6千円、これは国保連合会からの交付金なのですが、このマイナスになっている要因、高額医療費を、今現在、申請されている方が何人ぐらいいらっしゃるんでしょか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 高額医療費を申請されている方の人数ということでございます。これは毎月申請をしていただきますが、約30名から50名、その月によってそれぞれ違いますが、平均いたしましたら30名から50名いらっしゃいます。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5、議案第3号「平成29年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第3号「平成29年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、下水道事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額に2,552万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,077万円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、9ページの負担金、下水道事業受益者負担金613万4千円の増額は、本年度賦課分の全額納付により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金2,939万4千円の増額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上いたしました。

町債、事業債1千万円の減額は、下水道事業の確定により計上いたしました。

次に、歳出につきまして、10ページ、総務費、一般管理費、委託料2,754万円の増額は、下水道最終枡の健全度及び接続確認調査業務委託費を計上いたしました。

事業費、流域下水道整備費、負担金補助及び交付金201万2千円の減額は、太田川流域下水道整備事業の確定により計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 10ページです。この大きい行事があるんですが、2,754万円、最終枡の健全度及び接続状況調査業務、この内容をちょっと説明を願いたい。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

この件に関しましては、下水道使用料の徴収漏れがございまして、この再発防止に向けた取り組みとして、事務改善を確実に履行していくことはもちろんなんですが、公共下水道接続の有無を完全に把握するためには、書類上だけの確認では困難であるため、それぞれ宅地内に設置をさせていただいております最終枡を、一戸一戸、戸別に調査をするもので、下水道への接続状況の確認と合わせまして、その最終枡の健全度をあわせて調査を実施させていただくための費用として計上いたしました。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 対象戸数は何件ですか、現在。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

一般世帯が4,009戸、事業所が520戸、合わせて4,529戸でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ちょっと長くなったんで、暫時休憩をいたしたいと思います。

再開は11時20分とさせていただきます。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時20分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6、議案第4号「平成29年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「平成29年度坂町介護保険事業特別会計補正予算

(第3号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額に2,341万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億6,153万2千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫負担金288万2千円の増額、国庫補助金175万円の増額、支払基金交付金655万5千円の増額、10ページの県支出金、県負担金375万1千円の増額、県補助金37万5千円の増額、11ページの繰入金、一般会計繰入金274万8千円の増額、基金繰入金534万9千円は、保険給付費などの実績見込みに基づき、法定割合により計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、12ページの保険給付費、介護サービス等諸費3千万円の増額、介護予防サービス等諸費500万円の減額、13ページの高額医療合算介護サービス等費41万円の増額、特定入所者介護サービス費500万円の減額、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費300万円の増額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 12ページ、一番上、600万円の増額、負担金ですね、居宅介護サービス給付費600万円、ちょっとこの内容なんですが、累計何人の方が600万円に相当するんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 居宅サービスの累計何人の方かという御質問でございますが、このサービスを使われるのは在宅にいらっしゃる方ございまして、延べ人数で7千名ぐらいの方の利用の給付費となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 数字でちょっと変な質問したかもしれないけど、在宅サービスですよ。決算書をちょっと見たら、平成28年は444人の方が受けているとい

うふうな表現があるんですけど、それをちょっとこちらのほうに当てはめてみたんですが、そういうふうな表現で当てはまらないのですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 先ほど議員がおっしゃった昨年度の実績のところの人数でございますが、それは認定を受けている方で、在宅でサービスを受けられている方が何人かということございまして、今回のこの居宅のところで在宅サービスを受けられている方が何人なのかということになりますと、やはり500名程度の方で延べ人数ということで御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 13ページの一番下のところなんですが、介護予防・生活支援サービス事業費、これもずっと年間を通してやりよったんだけど、ちょっと足らんようになったから300万円ということだろうと思うんですが、ちょっとのその対象の人数がぼんとふえたのか、どれくらいふえたのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） これは地域支援事業の介護予防・生活支援サービスでございますが、12ページのところで、一番下に介護予防サービス等諸費というのが500万円マイナスとなっております。これは要支援の方が受けるサービスでございますが、要支援の方が受けるサービスは、平成29年度から総合事業ということで、徐々にこの13ページにございます地域支援事業に移行してまいります。当初見込みまして、人数的には大体50名から80名を見込んでおりましたけれども、それが100名程度、地域支援事業のほうに移行したことによって、こちらのほうに300万円の増額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと決算見込みを想定したという言葉がありましたので、決算の数字がこういうふうになっていくんじゃないかなということで質問しよるわけですけども、12ページの2行目、施設介護サービス給付費が2,400万円の増ということなんですけども、これもやっぱり人数的にどうなんかなとか、ええ方向にふえてるんかなと思ったりするんですが、この内容をちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

この施設サービス等費の2,400万円の増の原因ということでお答えをさせていただきます。

施設サービスには特養でありますとか、老健でありますとか、療養型というのがございまして、このたびは老人保健施設の御利用者数がかかりふえております。老人保健施設はずっと入っているのではなくて、在宅に向けてこちらのほうの施設に入って、在宅復帰へ向けてリハビリ等を行うサービスでございまして、坂町で言えばはまな荘さんでございまして。人数といたしましては、はまな荘さんだけで月々5人程度ふえております。全体では月々10名程度ふえてございまして、一人当たり大体費用額が10万円から20万円要りますので、年間で2,400万円の不足を見込みまして、このたび、補正をさせていただくものでございまして。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7、議案第5号「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額に27万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,529万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

9ページの歳入で、繰入金、一般会計繰入金27万5千円の増額、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金27万5千円の増額は、広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時からとさせていただきます。

(休憩 午前 1 1 時 3 2 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 日程第 8 「平成 3 0 年度町長施政方針」を議題にします。

平成 3 0 年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長 (吉田隆行君) 平成 3 0 年度の坂町政を推進するにあたりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

我が坂町は「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を将来像として、地域の特色を活かした魅力あるまちづくりを推進をいたしております。

近年、特に各種施策を総合的に推進する地方公共団体の役割はますます重要になっており、町民に身近な生活関連社会資本の整備、本格的な少子高齢化社会に対応した福祉の充実等への積極的な取組みが期待されています。

こうした中、我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していますが、地方では景気回復の実感が得られにくい状況が続いております。

また、今日の地方公共団体においては、人口減少、高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、厳しい財政状況下においても質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供する必要があります。

このような状況の下、本町ではこれまでも職員数の削減や事務事業の見直しなどに取り組んでまいりましたが、厳しい財政状況の中で単独町制の維持を図るためには、身の丈に合った自主自立の行財政運営と不断の行財政改革が必要と考えております。

このため、坂町行政改革推進計画に基づき、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる一層の改革を積極的かつ計画的に進めるとともに、昨年、事務処理上の不備が発覚したことから、再発防止に向けた事務改善に取り組んでまいります。

平成 2 7 年度から行っている教育行政における責任体制の明確化、総合教育会議の開催、大綱の策定など、教育委員会制度の改革に引き続き対応するとともに、命を尊重し、子供に寄り添った教育を進めてまいります。

また、行政の公助に頼るだけではなく、行政と町民が役割分担を行い、一体となつて物事に取り組む共助が、今後、益々重要であると考えております。

本町はこれまでに単独町制を維持し、自主自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしておりますが、平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では人口が増加をしたものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況となっています。

こうした状況から、地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築することが重要であると考えております。

このためには、安全・安心なまちづくり、住環境づくりが不可欠であり、災害など有事の際、緊急車両の迅速かつ円滑な通行や火災の延焼防止機能も備える県道坂小屋浦線の「道路整備」や横浜地区の越波防止、高潮対策などの「海岸整備」、土砂災害防止などの砂防堰堤を含む「河川整備」の三位一体の防災対策を引き続き推進をしてまいります。

本町の発展に欠かせないこれらの整備を着実に進めるためには、財源を安定的に確保することが必要となりますが、国・県の補助金、交付金も極めて厳しい状況の中、財源確保が困難な場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源についても検討していかなければならないと考えております。

また、本年度は5ヶ年計画で策定した「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4年目となり、これまでの実績を踏まえた強化が求められる年です。

重点施策として、昨年度改修をしました坂町有小屋浦住宅への子育て世代の定住を促進させるとともに、本町最大の観光資源であるベイサイドビーチ坂への物販施設の整備に向けての具体化を図るなど、引き続き、年間を通じたにぎわいの創出を図るための施策を進めてまいります。

また、空き家対策につきましては、平成28年度に空き家活用支援窓口を設置し、空き家改修等支援事業を実施するとともに、子育てや介護を支え合える三世代同居・近居を推奨するため、三世代同居・近居住宅支援事業、引越支援事業も推奨し、いずれも大きな成果を上げてきております。引き続き、こうした地方創生の取組みを進め、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、各地区住民福祉協議会とも更なる連携を深め、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守り、30年先も50年先も坂町が坂町で在り続けられるまちづくりを町民の皆様と一体となって創造してまいり

ます。

平成31年度を目標年次とした坂町第4次長期総合計画の基本構想に基づく諸事業は順調に成果を上げていますが、本年度は次期総合計画の策定に向けた準備に入るとともに、これまでの取組みの検証を踏まえ、更に事業を推進してまいります。

計画の推進にあたりましては、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって豊かな生活や地域社会を創造し、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下全職員が一丸となり、全力を挙げて事務事業に取り組み、本年度におきましては、主に次の諸事業を展開してまいります。

- ・新しい人の流れをつくり、転入による定住人口を増やす
 - 「三世代同居、近居の推奨」
 - 「空き家利活用の推進」
 - 「坂町有小屋浦住宅の入居促進」
- ・交通ネットワークを形成する
 - 「県道坂小屋浦線の整備」
 - 「都市再生整備計画事業の推進」
 - 「環状線道路事業の推進」
 - 「町内循環バス事業の推進」
 - 「都市防災総合推進事業の実施」
- ・都市の根幹的施設としての
 - 「公共下水道水洗化率の向上」
 - 「下水道長寿命化計画事業の推進」
 - 「橋梁等の老朽化対策事業の推進」
- ・美しいまちづくりを推進する
 - 「環境美化事業の推進」
- ・災害等の防止・軽減に対応した
 - 「都市防災総合推進事業（津波災害時一時避難場所）の実施」
 - 「海岸保全施設整備事業の推進」
 - 「森山北漁業基地の防波堤事業の推進」
 - 「土砂災害警戒区域等の指定の推進」

- ・総合的な福祉サービスの提供を進めるための
「福祉事務所の充実」
- ・生き生きとした生活を実現するための
「第2次（後期）健康さか21（健康増進計画・食育推進計画）の推進」
- ・活力ある長寿社会を創造するための
「第8期高齢者保健福祉計画の推進」
「第7期介護保険事業計画の推進」
「地域包括ケアシステムの推進」
- ・障害の有無により分け隔てることなく地域で生活するために
「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の推進」
- ・子育てにやさしい環境整備のための
「子ども・子育て支援事業計画の推進」
「留守家庭児童会の拡充」
- ・乳幼児保育の充実のための
「地域に根ざした保育及び幼児教育の推進」
- ・地域づくりの核となる
「魅力ある図書館サービスの充実」
「生涯学習活動、スポーツ・文化活動の振興」
- ・伝統文化に触れる機会を拡充し郷土愛の醸成を図るための
「六角御輿の展示保存及び活用」
- ・国際化、グローバル化に対応した
「小・中学校英語教育の充実」
「海外研修の実施」
「メキシコビーチバレーボールチームと町民との交流」
- ・観光・レクリエーションの振興と交流人口増加のための
「ベイサイドビーチ坂の賑わい創出」

こうした事業を皆様の英知とエネルギーを支えに「希望と生きがいを感じうるより豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策について基本的な方針を述べさせていただきます。

1、魅力ある地域を築く基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は、高度な都市機能が求められており、バランスのとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ってまいります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を活かしながら人や環境にやさしい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進いたします。

生活環境の保全に直結する空き家対策につきましては、坂町空き家等対策計画に基づき、平成27年度に調査した空き家のうち適切な管理がなされていないと思われる空き家16件を特定空き家等と認定をし、所有者に対し助言・指導を行っております。本年度も、引き続き、適切な管理がなされていない空き家に対して助言・指導を行い、地域住民が安全・安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

また、空き家の利活用につきましては、平成28年度に空き家活用支援窓口を設置し、空き家バンクを開設するとともに、空き家改修等支援事業に取り組んでおり、空き家を活用して地域を元気にするために、引き続き、この取組みを推進してまいります。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、人口減少に歯どめをかけることが喫緊の課題であることから、昨年度は平成28年度に取得した坂町有小屋浦住宅の空き家を、子育て世帯が入居できるように改修をいたしました。本年度は、入居促進に努めるとともに、地区内の空き家も活用しながら、人口増に向け取り組んでまいります。

道路関係につきましては、本町では、近年、大型商業施設やマンション建設、企業進出などにより、国道31号で慢性的な交通渋滞が発生をしており、町民の生活や経済活動等へ多大な影響を及ぼしています。このため、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から4車線化の整備を近隣自治体とともに関係機関へ働きかけてまいりました。

しかし、広島呉道路が無料化の予定であり、平成22年度実施の「広島呉道路無料化社会実験」での国道31号の渋滞緩和実績を踏まえ、現在、歩行者の通行上の安全を確保するため、暫定的に海側の歩道拡幅計画を国土交通省に進めていただいております。

坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線は、関係地権者をはじめ、多くの方々に御理解をいただき、現在、平成ヶ浜から荒神橋付近までの1工区では、坂みみょう保育園付近の約230メートルと保健センター付近の副道の一部100メートルが完成し、まとまった用地が確保された箇所から、県に順次工事を進めていただいております。また、昨年度はJR呉線や国道31号をオーバーする高架橋を設計するため、各管理者との協議を開始するとともに、荒神橋付近から上条地区の向井田橋付近までの2工区におきましても、測量結果を踏まえ、調査や設計を進めていただいております。

引き続き、関係地権者の方々の更なる御理解、御協力をいただきながら、工区全体の早期完成を目指し、県と共に全力で事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共土木施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては、住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されています。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、平成28年度から実施中の第3期都市再生整備計画事業や第1期都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備を目的として、円滑な通行の確保と、併せて県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路や環状線道路事業を積極的に推進してまいります。

この他に、地域において身近に利用される生活道路につきましても、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備・保全が必要となっている橋梁等は、引き続き、補強・改修など必要な対策を実施し、利用者の安全を確保してまいります。

町内道路の一方通行など人にやさしい道づくりにつきましては、道路改良等に伴い地域住民の理解が得られる場所について、関係機関と協議の上、推進をしてまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまでも計画的に実施をいたしており、本年度は坂町有小屋浦住宅に隣接する町有地について、公園の整備を実施をいたします。

また、都市公園遊具の適切な管理により、快適かつ安心して都市公園を利用してい

ただくため、公園遊具長寿命化計画を策定し、この長寿命化計画に基づき、適宜遊具の改修を実施をしまります。

本町の公共下水道事業につきましては、昭和61年度に事業着手をし、平成16年度には、市街化区域面積に対する整備率は概ね100%となりました。しかしながら、事業開始当初に埋設した汚水管渠は20年以上が経過をしており、管渠の老朽化等により、今後、予想される道路陥没事故等の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、下水道管渠長寿命化計画に基づき、平成31年度から平成34年度までの4ヶ年計画で、汚水管渠等の改修を実施予定であり、本年度は実施設計を行うとともに、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、一日も早い水洗化率100%を目指してまります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進をしまります。

2、安心で人にやさしい環境づくり

坂町の豊かな自然や歴史的・文化的資源を活かした景観のよいまちづくりを進めるとともに、災害などに対応する施設整備に努め、安全・安心なまちづくりを推進してまります。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、循環可能な地域づくりを町民と共に進めてまります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金などを活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進をいたします。

生活バス交通は、地域住民、特に高齢者をはじめ交通弱者の方々にとって欠くことのできない公共交通手段であるため、病院、役場及び坂駅等に手軽に行ける町民ニーズに沿った町内循環バスを平成15年4月から運行いたしてあり、多くの町民の方々に利用していただいております。

本年度は、昨年度実施した坂・北新地線、横浜・北新地線、小屋浦・北新地線の試行運行に関し、利用者及び住民の皆様から伺ったご意見をもとに、一部運行形態の見直し・改善により利用者の利便性を高め、利用促進と効率的な運行に努めてまります。

ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等につきましては、資源ごみの処理施設と一

時保管施設を集約したリサイクルセンター坂を拠点として、町民・事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱防止につきましては、地域環境の美化推進を図り、坂町の良好な環境を保全するため、坂町環境美化の推進に関する条例に基づき啓発に努めているところですが、今後も引き続き、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを進めてまいります。

廃棄物の処理に関しましては、ダイオキシン類の発生を抑え、自家発電も行う熱分解ガス化溶融炉を備えた広域処理施設・安芸クリーンセンターにおいて、可燃ごみを適正かつ効率的に処理をいたしております。

安芸クリーンセンターの経年劣化に対する長寿命化につきましては、安芸地区衛生施設管理組合において、既存施設の性能を維持しつつ長寿命化を図るという国の指針、本町を除く安芸郡3町からの長寿命化による存続要望、そして財政負担の軽減やより一層の地球温暖化対策等からも長寿命化が望ましいとの判断から、国の支援制度を活用した長寿命化に取り組み、昨年、工事が完了をいたしました。本年3月末でございます。

本町といたしましても、関係者の御理解、御協力をいただき、安芸地区衛生施設管理組合や関係町と連携し、継続して安全な廃棄物の広域処理を行ってまいります。

環境問題につきましては、地球温暖化防止・二酸化炭素の排出削減を推進するため、マイバッグを活用していただき、引き続き、レジ袋の削減に努めてまいります。

また、町内に設置をしている外灯につきましては、LED照明への取替えを進めてまいります。

今後とも、将来の世代に良好な環境を継承するため、環境基本計画に基づき、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、本町における環境の保全・管理を進めてまいります。

消防、防災体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への消防力が強化されました。

引き続き、広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、複雑多様化する災害に対応し、地域住民の安

全を確保するため、坂町地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進、消防機材、安全装備品の整備充実に努めてまいります。

いつ発生するかわからない災害から生命・身体を守るためには、「公助」だけでなく、「自助」・「共助」のもと、地域が支え合い、助け合う体制づくりが大変重要であることから、引き続き、地域の防災力を高めるため地域防災リーダー養成講座を継続して実施し、自主防災組織の活性化につなげるとともに、速やかに応急対応活動ができるよう、民間企業、各種団体などと災害時応援協定を結び取り組んでまいります。

Sunstar Hallは、災害時には一度に1,500人が避難できる坂町中心部の災害避難場所として、南海トラフ巨大地震など、大規模災害に備え、備蓄倉庫や自家発電設備の設置、さらに平成28年度には太陽光発電及び蓄電池を設置するなど、坂町の防災拠点施設として位置づけております。

横浜地区における津波災害時一時避難場所の整備につきましては、昨年度、関係者の御理解と御協力を得て事業用地を取得しましたが、引き続き、本年度は整備工事を実施し、災害時における避難者の一時避難場所の確保に努めてまいります。

平成23年度から実施をしております「大雨土砂災害」、「地震・津波災害」の避難訓練では、災害時での避難場所の確認や避難経路を地域の方々とともに検証するなど、全町民を対象に、より安全で適切な避難方法を確立することを目的に、継続して実施をしております。

また、本年度は、大規模な災害の発生を想定した実践訓練として、防災関係機関、町民及び行政が一体となって緊密な連携体制を構築するための総合防災訓練を実施することとしております。

平成28年度には、大規模災害発生時における役場機能の早期回復、非常時優先業務の早期着手を図ることを目的として、坂町業務継続計画（BCP）を策定をいたし、その計画に基づき、昨年度、役場庁舎の非常用電源を増強する非常用発電設備を整備をいたしました。

これからも本町の実情に即した防災対応訓練を実施すると共に、役場の危機管理体制をさらに強化し、町民の生命と財産の保護及び災害発生後の支援体制の強化に努めてまいります。

避難行動要支援者制度につきましては、住民福祉協議会、民生委員・児童委員の皆

様をはじめとする避難支援関係団体の御協力のもと、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支えあう仕組みを地域の皆様と共に築いてまいります。

また、福祉避難所として、町民センター、坂中学校、小屋浦ふれあいセンターに救急用品、紙おむつ等の福祉避難用具を常備をいたしております。

災害対策の一環である急傾斜地の防災工事につきましては、これまでも計画的に整備を行っており、本年度も緊急度の高いところから引き続き県に要望してまいります。

天地川に設置されている砂防堰堤は老朽化が進んでおり、県においてより事業効果の高い新たな砂防堰堤を整備するため、現在、工所用道路の整備を進めております。今後も本体工事の早期着工に向け、県に要望してまいります。

また、砂防災害防止法の改正を受け、県が平成31年度までに急傾斜地の崩壊、土石流等について小学校区域単位で土砂災害警戒区域等の指定の手続きを進めており、平成28年度の坂小学校区、昨年度の横浜小学校区の指定に続き、本年度は小屋浦小学校区の指定に向けて手続を進めてまいります。

台風などによる沿岸部の越波対策については、横浜東1丁目の町護岸、横浜小学校前面の県護岸の嵩上げ及び離岸堤が平成27年度までに完成しており、残る護岸110メートルの早期完成に向け、県や国に強く要望してまいります。

防犯対策につきましては、現在、実施をしていただいております自主防災パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図り、安全・安心な住みよいまちづくりを推進していくため、昨年度、犯罪の未然防止や警察の捜査に役立つことから町内23箇所に防犯カメラの増設を行いました。

今後も地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、坂町暴力団排除条例に基づき、引き続き、行政・町民・事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

さらに、平成ヶ浜地区に設置されている県警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果とあわせて町民の安全・安心の確保に大いに効果があがっていると考えております。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携のもと、交通安全意識の高揚と交通道德の涵養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備に併せて

交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

近年、高度情報化や少子高齢化の進展等により消費者を取り巻く環境も大きく変化し、消費者問題も複雑・多様化し、手口も巧妙化しています。

このような状況の中、消費生活相談窓口を設置し、消費生活に関する相談を受け、情報提供や問題解決のための助言や斡旋を行っており、今後も町民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を図るため、引き続き、消費者行政に係る相談体制の確保及び啓発活動の強化に取り組んでまいります。

3、生きがいを創り出す社会づくり

魅力あるまちづくりを推進するためには、町民一人一人が健康で生きがいを持った生活を送れることが重要です。少子高齢化が進展するなか、保健・医療・福祉・介護の各施策を積極的に推進をしてまいります。

保健・医療につきましては、町の健康増進計画・食育推進計画である第2次（後期）健康さか21に基づき、保健センターを拠点として、健康教育・健康相談・訪問指導を行ってまいります。

健康づくりに欠かせない適度な運動であるウォーキングにつきましては、運動教室の開催と合わせ65歳到達者へ万歩計配布も引き続き行ってまいります。

また、昨年度作成した坂町歌に合わせ、座ったままでもできる「ようよう坂町体操」を幼児から高齢者まで気軽に楽しくできる体操として、普及に努めてまいります。

母子保健医療につきましては、安心して出産や子育てのできる町を目指し、不妊検査費用、不妊治療費用を男性、女性共に助成対象とし、特定不妊治療につきましては、初回の治療費に限り、自己負担額に対する助成額を15万円から30万円に増額しております。不育治療を受けられる方への治療費助成も引き続き実施し、出産環境の整備に努めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターを中心として、家庭訪問の強化や育児相談、母親学級を開催するとともに、子育て支援センター等各関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、第8期高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を推進し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けていただけるよう、地域の中で見守りや支え合いのできる仕組みづくり、認知症カフェ等の通いの場の立ち上げや、地域の集いの場として自主

的に開催されている「いきいき百歳体操」の更なる普及と、この場を活用した健康づくり・介護予防の仕組みづくりを行ってまいります。在宅医療・介護連携の実施、認知症総合事業等につきましても、本町の実情に合った地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、昨年度に策定した第5期坂町障害福祉計画及び第1期坂町障害児福祉計画に基づき、障害者が安心・生きがいを持って生活できる地域社会づくりの実現を目指し、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施してまいります。

また、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、家庭や住み慣れた地域の中でともに生活ができるよう、関係機関のネットワークによる地域の支援体制の整備や、子育てに悩む保護者が育児を学ぶ「ペアレント・トレーニング事業」による個別支援体制の充実を図ってまいります。

子ども・子育て支援につきましては、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭教育の重要性を啓発し、併せて学校、保育園及び地域等が連携した子育てネットワークによる地域ぐるみの子育て支援環境の整備に取り組むとともに、子育て世代にとって身近な自然と直接ふれながら遊べる環境を充実させ、魅力あるまちづくりを進めることで次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図ってまいります。

本年度から平成27年度から平成28年度は、子育て支援住宅に加え坂町有小屋浦住宅においても、子どもの健やかな成長を目的として「子育て支援センター」を設置し、乳幼児のいる親子の交流や、育児相談、一時預かり保育、情報提供などを行います。

平成27年度から全ての保育園が民間の運営となりましたが、今後も保護者に信頼される地域に根ざした保育園づくりに努めてまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず、個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、坂町男女共同参画プランにより意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

4、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子どもから大人まで、町民一人一人が夢と希望と生きがいのある生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子供一人一人が社会の変化に的確に対応する知識や技能、人や自然へのやさしさ、創造力豊かな感性、たくましく生き

るための意欲などを培えるように、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努め、「生きる力」を育む教育を推進します。

昨今、個人主義的風潮が強まり、社会全体のモラルの低下や少子化、核家族化が進行する中で、家庭教育機能の低下など、社会構造の急激な変化が子どもたちの心に深く影響をもたらしています。

また、非行の低年齢化・凶悪化が進むとともに、いまだにいじめが根絶されず、憂慮すべき状況が進行しております。

このような中で、新しい時代を切り拓いていく子どもたちが、夢や目標を持って将来へ向けて羽ばたける社会、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造していくために、学校教育の果たす使命は更に重要となっています。

このため、学校においては、子どもたち一人一人が自ら志を立て、そのために強い精神力をもって努力し、将来、「自立した社会人」として活躍できるような人づくりのため、子どもたちの個性や主体性を重視した教育環境の充実に努め、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」を育む教育を推進をしております。

とりわけ、徳の部分においては、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古き良き礼節を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を図っております。

本町における人間の尊厳に係わる問題等の施策については、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携を取りながら行政施策の推進を図っております。

国際化、グローバル化がますます進展する中、子どもたちにこれからの国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校における外国語学習を充実させるとともに、中学校との円滑な移行を図り、中学校においては外国語指導助手などを引き続き配置しております。

また、知識を活用して新たな価値を生み出す力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動を推進しております。

学校施設につきましては、今後も施設の定期的な点検及び安全で適切な維持管理に努めるとともに、大雨土砂災害や地震、津波などによる災害から児童生徒の身を守るため、定期的な避難訓練の実施や町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、危機管

理意識の向上を目指した防災教育を充実させてまいります。

また、環境教育については、知識の習得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材を育むことが大切であり、継続的、発展的に学習に取り組んでまいります。

さらに、学校運営の充実強化を図り、指導主事を学校教育に関する専門的事項の指導に従事させ、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

坂町の子どもたちが「ふるさと坂町、ひいては国に貢献できる人になる」、また、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望の実現に向かって挑戦できる人づくりに努めてまいります。

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、人々が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指します。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、今後とも地域における生涯学習に取り組む体制を整備し、誰もがあらゆる機会を通じて気軽に学習活動ができるよう、学習環境の整備を図ってまいります。

S u n s t a r H a l l は災害時における坂地区中心部の災害避難場所として位置づけ、引き続き、施設の適切な点検及び避難場所としての維持管理に努めるとともに、町内外のスポーツ交流の場として、また、文化交流拠点としても積極的な活用を図ってまいります。

放課後子どもプラン等につきましては、子どもたちが生活体験、社会体験、自然体験、文化・スポーツ活動などの様々な体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子どもたちを育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと、さらなる充実に努めてまいります。

また、保護者が仕事等により昼間家にいない小学1年生から3年生の児童を預かる留守家庭児童会につきましては、対象児童を拡大することに伴い、現在、各小学校近隣の空き家を活用して、新たな受け入れ施設の整備を行っており、整備が完了次第、4年生を受け入れるとともに、平成31年度からは、6年生までの全学年の受け入れを行ってまいります。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備し、引き続き、資料の充実に努めてまいります。

また、子供の読書活動については「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み

聞かせや読書会などの学習の場を積極的に提供しながら、各時期に合った読書活動を推進してまいります。

また、図書館利用者のニーズに応じたサービスを充実するため、平成29年1月から祝日も図書館をご利用いただけることとしており、今後も、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものであります。特に新しく住民になられた方々との融和を図り、みんなで坂町をつくる意識を高めるため、スポーツ・文化活動のさらなる充実に努めてまいります。

とりわけ、子どもたちがスポーツ・文化活動に興味を持ち、そして実践し、高校生・大学生、ひいては社会人となっても活動を続けていくことのできる意欲と実践力を持った人間を育成することが重要であると考えております。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及びスポーツ少年団並びに坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

今後におきましても、指導者の育成と確保に努め、坂町教育委員会と連携し、スポーツ・文化の振興を図ってまいります。

郷土愛の醸成につきましては、八幡山八幡神社から寄贈を受け、昨年度修復を行った六角御輿を町民センターに展示保存するとともに、この六角御輿の活用について検討を進め、本町の歴史や文化に触れる機会を拡充させることにより、郷土への誇りや愛着といった郷土愛の醸成に取り組んでまいります。

さらに、郷土愛を育て、将来の文化発展に寄与することを目的に刊行いたしました坂町史4編の普及・活用に引き続き努めてまいります。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座や、町内に在住する外国人との交流講座などを通じ、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

本年度は、外国の文化や言語を学ぶとともに、現地での生活体験、人々との交流等を通じて、国際的な視野及び知識を身につけた幅広い活動ができる人材の育成を目指し、中学生を対象とした海外研修を実施いたします。これまでの取り組みを活かし、日本人としてこれからの国際社会を生きていくうえで大切な自らの国に誇りを持ち、

郷土や国を愛する心を育ててまいります。

また、2020年東京オリンピックの出場を目指すメキシコビーチバレーボールチームがベイサイドビーチ坂で6月に事前合宿を実施することが決定しており、期間中には町民及び各小中学校の児童生徒とオリンピック選手との交流や、本町の伝統芸能などにふれ合う機会を設けることとしております。

5、活気と活力を創造する魅力づくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを活かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し体験できるよう、観光・レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

一方、本町の農業を取り巻く環境は、高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、加えてイノシシによる農作物の被害など、厳しい状況にあります。

こうした状況のなか、定年などを迎えられ、第二の人生として農業に興味のある方を含め、農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう、引き続き、イノシシの被害対策を実施し、休耕地を利用した菊づくり講習会やレクリエーション農園、農産物品評会などへの取組みを行い、都市近郊農業の振興を図ってまいります。

また、町木である梅の推奨とともに、本町の特色を活かし、多くの人々に愛される特産品を町民と共に開発を進めてまいります。

また、昨年、民間事業者により、本町のむらさき麦を原材料としたビールの生産・販売が開始されており、ビールの増産に向け、原材料の確保を進めるなど、地域資源を通じて元気な坂町を目指してまいります。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は、本町の唯一の地場産業として森山北漁業基地を拠点に操業が行われておりますが、整備後20年が経過し、老朽化した現在の浮き消波堤では、漁業基地内の波に対する静穏度が確保されず危険なため、安全に操業ができるよう一文字防波堤への改修を県に進めていただいております。

今後も漁業の振興にかかる諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、必要に応じて国や県に働きかけるなど、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き、中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も、広島安芸商工会と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

県が整備した全区間1,200メートルの西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂につきましては、海を活かした活動的なレクリエーションと人々の触れ合いの場として町内外から多数の方々の利用をいただいております、引き続き、ビーチでの各種イベントを支援してまいります。

また、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、年間を通じた賑わいの創出と交流人口の増加を図るため、ワークショップで提案された様々なアイデア等の中から、ベイサイドビーチ坂の賑わい空間形成を目指した取組みとして、物販施設の整備に向けて計画の具体化を図るとともに、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について、引き続き、県などの関係機関へ働きかけてまいります。

6、明日を拓く協働のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自立性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、町民と行政が主体性を持ち、連帯意識に支えられた協働のまちづくりを推進してまいります。

地域の連帯感に支えられた住みよい地域社会を形成するため、坂町社会福祉協議会と連携し、地区住民福祉協議会等の自主的な活動を支援をしながら、自発的で幅広い参加による活動を推進してまいります。

活力ある地域社会の形成を図るため、人・物・情報の活発な交流を促進するとともに、坂町の魅力を内外にアピールいたします。また、姉妹都市等との交流と連携を一層深めてまいります。

今後も、安全で快適に歩くことを通じて、健康や福祉活動、地域のコミュニケーションの増進を図り、健康増進事業、スポーツ関係事業など、商工会等の関係機関と連携し、事業の実施に努めてまいります。

広報活動につきましては、行政や地域の情報を広報誌とホームページで発信をしておりますが、広報誌はあらゆる世代にとって本町に関する重要な情報源として利用されており、引き続き、わかりやすい誌面づくりに取り組んでまいります。

ホームページにつきましては、閲覧される方が見やすく容易に目的の情報にたどり着けるように、わかりやすく迅速な情報発信に引き続き取り組んでまいります。

また、町民の皆様が坂町の魅力を改めて感じ、坂町を自慢と思える情報、町外の方が坂町を知り、訪れたいくなるような情報をホームページやSNS（ソーシャルネット

ワーキングサービス)等で幅広く配信し、郷土愛の醸成、交流人口の増加、定住人口の増加に繋がるよう、町の魅力やイベント情報、観光情報等の情報発信に、より一層取り組んでまいります。

今後も、町民の皆様に役立つ身近な最新情報の提供に取り組むとともに、内容をより充実させ、本町の魅力を余すことなく、町内外はもとより、海外へも積極的に情報発信してまいります。

平成30年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、行財政改革を着実に実施し、行財政運営のより一層の簡素効率化に努め、節度ある財政運営を行いたいと考えております。

町の基本理念は、町民一人ひとりが健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、魅力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると私は考えております。このような社会を実現するため、町民の皆様をはじめ各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後、あらゆる創意と工夫のもとに、地に足がついた施策を着実に推進してまいります。議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、平成30年度町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は、2時5分からさせていただきます。

（休憩 午後 1時55分）

（再開 午後 2時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9「平成30年度教育行政方針」を議題にします。

平成30年度教育行政方針の表明を求めます。

太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 平成30年度坂町の教育行政を推進するに当たり、方針について御説明の上、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきますことを存じます。

坂町教育委員会は、町長施政方針及び坂町第4次長期総合計画等に基づき、教育行

政を推進します。

また、総合教育会議の趣旨を踏まえ、町長部局と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町の教育の課題及び目指す姿などを共有し、連携した体制のもと、効果的な教育行政に取り組みます。

学校教育では、坂町の将来を担う子ども一人一人が、自ら志を立て、強い精神力をもって努力し、将来「自立した社会人」として活躍できるような人づくりに努めます。

また、社会の変化に的確に対応する知識や技能、人や自然へのやさしさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努め、「生きる力」を育む教育を推進します。

生涯学習では、子どもから大人まで町民一人一人が自らの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるように取り組むとともに、町民相互の絆や交流、連携を大切にしながら、人が輝く「まちづくり」を進めます。

そのために、地域での活動を町民自らが主体的に参画、展開できるよう支援し、恵まれた自然環境や人的資源、生涯学習施設等を十分に活かした総合的な生涯学習の推進に努めます。

さらに、学校教育、生涯学習を通じて生命を尊重し、家族愛、郷土愛を育み、人と人とのつながりを大切に、学校・家庭・地域が一体となって道徳心の高揚に努めます。

初めに、学校教育について御説明申し上げます。

～「礼節」を基本とした教育を推進します～

自らを律しつつ他者とともに協調し、他者を思いやる心や感動する心を育み、未来に向けて自らの人生を切り拓いていくことのできる力を身に付ける教育に努めます。

とりわけ、時と場所、場合に応じた適切な挨拶や言葉遣いのできる「礼儀」や、自分の立場をわきまえ、よく考えて行動し、生活することのできる「節度」を「学びの礎」として捉え、全ての教育活動を通して育成します。

また、ボランティア活動や自然体験活動など豊かな体験を通じて児童生徒の内面に根ざした道徳性を育み、互いに助け合い、認め合う社会を創造する児童生徒の育成を図ります。

～保小中連携教育を推進します～

保育園、小学校、中学校間の円滑な接続を図り、子供の発達や成長段階にあわせた

連続的かつ効果的な教育を推進します。

保育園と小学校間では、それぞれの教育・保育の違いを踏まえ、小学校に入学した全ての子どもが、安心感をもって円滑に新しい学校生活へ移行し、自己を発揮しながら成長していくために、子どもの育ちと学びの連続性を大切にする教育を推進します。

また、小中学校9年間の教育課程をより系統的、継続的な一つのまとまりとして捉え、学校間の連携、協力体制を構築し、「確かな学力」、そして、将来にわたって自らの進路を切り拓くことができる子どもを育成します。

～確かな学力の向上を図ります～

知識・技能に加え、学ぶ意欲や自らが課題を見つけ、自らが学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質・能力を育成します。

これからの社会を生き抜くために必要となる力、すなわち「知識を活用し、共同した新たな価値を生み出せる資質・能力」の育成を目指し、指導方法の改善を進め、「主体的な学び」を創造します。

そのために、授業改善の一層の推進を行うとともに、保護者と協力しながら家庭学習の定着を図ります。

また、基礎・基本が定着していない児童生徒には、個に応じたきめ細かな指導を行います。

～「ことばの教育」を推進します～

「ことばの教育」は「知・徳・体」の基礎・基本の徹底を実現していくために必要な教育であり、「ことばの力」の習得により、児童生徒に「確かな学力」が身に付き、「豊かな心」が育まれることから、教育活動全体で「ことばの教育」を推進します。

さらに、「ことば」と「心」を豊かにするという観点から、読書活動の充実を図ります。

そのために、「朝の読書」活動を充実させ、読書意欲の高揚を図ります。

また、読書活動を推進する「子ども司書」を育成するとともに、児童生徒向け図書の計画的な整備を進めます。

～生徒指導体制の確立を図ります～

児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、問題行動の未然防止や早期解決と健全育成を一体的に捉え、児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し社会的自立を促進する生徒指導体制の確立を図ります。

さらに、学校・家庭・地域・関係機関等が互いに連携し、それぞれの教育力を生かした開かれた生徒指導を推進するとともに、校内における教育相談体制の充実を図ります。

とりわけ、いじめ問題については、「どの子にも、どの学校にも起こりうる問題」として認識し、いじめの未然防止に努め、いじめが生じた際には、迅速な対応、悪化の防止、真の解決に結びつけることが重要であり、学校及び教育委員会が相互に報告・連絡・相談・確認を密にし、きめ細かな状況把握と適切な対応を行います。

～体験活動を推進します～

児童生徒を人間的に成長させるためには、さまざまな体験を経験させることが重要であり、体験活動は人づくりの「原点」であるとの認識の下、全ての児童生徒に教育活動の一環として、体験活動を意図的・計画的に推進します。

特に、小学校では、望ましい人間関係を築く態度の形成など高い教育効果が期待されることから、学校の実態や児童の発達段階を考慮しつつ、長期集団宿泊活動を実施します。

～体力・運動能力の向上を図ります～

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかわり、「生きる力」の重要な要素です。

また、児童生徒の発達・成長を支え、創造的な活動をするために大切な役割を果たすことから、将来を担う児童生徒の体力を向上させることは、坂町の未来の発展のためにも重要であると考えております。

今後も、各学校の実態を踏まえ、体力づくり改善計画を作成し、保健体育の授業をはじめ、学校教育活動全体で体力・運動能力の向上を図ります。

～食育を推進します～

児童生徒が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要です。

「食」についての意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々への感謝など、心身の健康を増進し、健全な食生活を実践するために、食育を推進します。

食育の推進には、「栄養教諭」を中心に、「食」に関する指導、給食管理を一体のものとして行うことで、地産地消を活用した指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果を図ります。

また、食物アレルギーの児童生徒に対しては、対応食を提供するとともに、安全な給食の提供に努めてまいります。

～教職員の人材育成を図ります～

学校教育の直接の担い手である教職員の果たす役割が極めて重要であり、本町教育を担う教職員の資質向上や育成に積極的に取り組みます。

教職員一人一人の能力や適性等に応じた研修を行うとともに、教職員自らが具体的な目標を掲げ、主体的に能力開発に取り組むなど、個々の教職員の能力と意欲の一層の向上を図ります。

併せて、校長のリーダーシップのもと、多様な得意分野をもつ教職員それぞれの能力を最大限に発揮させ、学校経営目標の実現に向けた学校組織としての教育力の向上を図ります。

～グローバル化に対応した教育を推進します～

坂町で学んだことに誇りを持ち、胸を張って「坂町」を語り、地域や様々な国について学ぶことを通じて文化や考え方の多様性を理解し、多くの人々と協働して新たな価値へつなげていく力を育成します。

さらに、グローバル化が進展している世界の中で、日本人としてのアイデンティティをもちながら、広い視野に立って培われる教養、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力など育成する教育を推進してまいります。

特に、小学校における英語教育の充実、中学校における英語教育の高度化など、小学校から中学校の9年間を通じた英語教育の抜本的な充実を図ります。

～特別支援教育を推進します～

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、一人一人の教育ニーズを的確に把握し、そのもてる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服できるよう、多様な人々と利用可能なユニバーサルデザインに配慮した教育環境を充実させるとともに、適切な指導や支援を行います。

このため、各学校においては、障害のある児童生徒の個別の教育支援計画を作成するとともに、特別な配慮が必要となる児童生徒の個別の指導計画を作成し、その活用に努めます。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関等との連

携を積極的に進めるとともに、研修の充実、指導内容や指導方法の改善に努めます。

～キャリア教育を推進します～

児童生徒の一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア発達を促す教育を推進します。

小学校におけるキャリア教育は、系統的・組織的なキャリア教育の基盤として極めて重要な意味をもつため、社会見学や職場体験施設の活用等、様々な体験を通してキャリア発達の育成を図ります。

また、中学校においては5日間の職場体験学習を実施し、生徒の勤労観、職業観の育成、進路への意識や意欲の向上等を培うことのできる意義ある教育活動として、保護者や地域の企業の協力を得ながら、取組の充実を図ってまいります。

～環境教育を推進します～

豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、自主的・積極的に環境保全活動に貢献し、未来を拓く主体性のある児童・生徒を育成するとともに、その基盤としての道徳性を養うことが大切です。

児童生徒が環境についての理解を深め、社会、理科、技術家庭科などの教科や道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間において、環境にかかわる内容の充実を図るとともに、横断的な学習を展開してまいります。

～情報教育を推進します～

情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会へ参画する態度などの「情報活用能力」を、児童生徒の発達段階に応じた教育を進め、時代にふさわしい情報モラルを身につけていく必要があります。

特に児童生徒にとって情報を扱う際のルール・マナーや危険回避などの安全面についての指導が重要であるため、情報社会で適正に活動するためのもととなる考え方や態度を育てることに努めます。

また、ICTを活用し、児童生徒の学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業や主体的・協働的な学びを効果的に実現させ、確かな学力の育成を図ります。

～安全・安心な学校環境の整備に努めます～

児童生徒が安心して学ぶことができる安全な場所であるべき学校として、「危機管理マニュアル」を活用し、事件・事故等の未然防止を図るとともに、学校施設の改修整備については、引き続き、施設の適切な点検及び避難場所としての維持管理に努め

ます。

また、各学校の特別教室などに設置したエアコンについては、児童生徒の教育活動におけるクールシェアの場として活用するとともに、緊急時には地域住民の健康面や安全・安心を支える場として有効活用します。

さらに、大雨土砂災害や地震・津波などによる災害から身を守り、児童生徒や教職員の危機管理意識を高めるため、坂町及び学校が実施する避難訓練や防災教育の充実を図ります。

また、緊急時一斉メール配信システムの活用により、気象に関する警報発令時や自然災害発生時などの児童生徒の安全確保にも努めます。

～開かれた学校づくりを推進します～

学校教育を行うには、家庭・地域の連携と協力による学校づくりを進めることが重要です。

そのため、各学校は、学校だより、授業参観、学校ホームページにより積極的に学校の情報を発信するとともに、地域の人材を活用した授業の実施や地域行事への積極的な参加など、児童生徒と地域住民との交流の機会の充実を図り、保護者や地域住民から理解と協力を得るよう努めます。

その一環として、「ひろしま教育の日」に合わせて実施する「学校へ行こう週間」期間中に礼節週間を設け、「礼節」を基本とした教育を地域とともに実践し、開かれた学校づくりを推進します。

～「チームとしての学校」体制の構築を図ります～

複雑化・多様化した学校の課題に対し、児童生徒の豊かな学びを実現するため、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、組織として教育活動に取り組むことのできる体制づくりに努めます。

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、教育活動、学校資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮し、児童生徒に必要な資質・能力を確実に身につけさせることができる学校組織の充実を図ります。

次に、生涯学習について御説明申し上げます。

～生涯学習社会の実現に努めます～

町民一人一人が豊かに潤いのある日々を送るため、生涯の各時期に応じた多様な学

習機会の場合と情報の提供に努めます。

特に、子どもたちの学力や社会性の醸成、希薄化しつつある家庭や地域社会の教育力の充実が求められている現在、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を發揮しながら連携を深め、地域で子供を育てる環境づくりを推進し、親子のふれあいを大切にした事業や家庭教育に関する情報の提供などによる家庭教育を支援するとともに、子どもたちの健全育成のための体験機会の充足に努めます。

また、豊富な経験・技能と意欲を備えた高齢者をはじめとする幅広い世代の方々が、その経験を地域社会で發揮し、主体的な学習や社会活動が行えるよう、学習要求と学習課題を把握するとともに、生き甲斐の持てる活動を推進及び異世代交流事業の支援に努めます。

～生涯学習環境の整備を推進します～

「人生80年時代」という高齢社会を迎えた今日、人生を実りある充実したものとするため、一生にわたって学び続け、常に自分自身を育てていくことが大切です。

科学技術の進歩や情報化、国際化の進展など、急速な変化が進む現代社会において、絶えず新しい知識や技術を身に付けることも必要です。

このような現状のもとで、多様な学習ニーズに応えるため、町民センターや図書館等を活動拠点とした生涯学習環境の整備とネットワークの強化を図り、一人一人がお互いを尊重し、ともに助け合い、生涯にわたり生きがいを持って暮らし、学習活動ができる「文化の香り高い坂町」の実現に努めます。

また、Sunstar Hallは坂地区における町民の安全確保を図る防災拠点であり、引き続き、施設の適切な点検及び避難場所としての維持管理に努めるとともに、町民に親しまれ、スポーツ・文化活動の交流拠点として活用されるよう関係機関等とも協力し、利用促進に努めてまいります。

～生涯学習推進体制を充実します～

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者やコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

また、学習機会の提供のみでなく、講座参加者が継続して活動できるよう自主グループの育成や支援を進めます。

～図書館利用の促進と読書活動を推進します～

図書館は、生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実などのために果たす役割が大きいものがあり、引き続き、町民の学習や情報拠点施設として、図書の実と読書の普及に努めます。

子どもの読書活動については、これまでの取組の成果や課題を踏まえて「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から小学生までの読み聞かせによって本にふれる機会をふやすなど、各時期に合った読書活動の実に努めます。

特に乳幼児期に本に親しませることや読むことを通じ、「自ら学び、考え、判断し、表現できる子ども」の育成を目指し、家庭・学校・地域の連携により、積極的に子ども読書活動を推進してまいります。

近年、各年齢を問わず活字離れが増え、読書への興味が薄れてきている状況があり、学習や調査研究の支援の実、音声・拡大読書機の設置、図書館の祝日の開館など、利用者のニーズに応じた図書館サービスに努めます。

また、県立図書館の蔵書については、インターネット予約貸し出しサービスによる、坂町立図書館での貸し出し・返却が可能であり、これらのサービスの周知に努め、貸し出しの利用促進を図ってまいります。

～生涯スポーツを推進します～

スポーツを通じて健康で心豊かな日常生活を送り、スポーツに親しむことができるよう、各年齢に応じた事業を推進し、更なる普及活動を展開するとともに、スポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境づくりに努めます。

また、健康の維持増進やコミュニティー活動の促進を図るウォーキング活動の普及に努め、関係機関と連携して「坂町悠々健康ウォーキング大会」などを開催します。

さらに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、坂町体育協会等との協力のもと、各種スポーツ大会や行事を開催するなど、町民相互の交流と体力の向上を図り、体育、スポーツの振興に努めます。

～道徳心の高揚と実践力を育成します～

お互いを尊重し、ともに助け合い、心がふれあう社会の実現を図るため、道徳心の高揚に努めます。

特に、「子は親の後ろ姿を見て育つ」といわれているように、親や地域住民が範を示して子供の教育に当たることが最も大切であることから、家庭・学校・地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の実を図ります。

また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携し、あいさつ運動や道徳作文、青少年の主張などへの参加を促進し、あらゆる機会を捉えて、他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーを身につけることや、相互に助け合える地域社会の形成に努め、道徳心の高揚と実践力の育成に努めてまいります。

～放課後子どもプラン等を充実します～

子どもが放課後や週末の自由な時間を安全で安心して活動できるよう、「放課後子ども教室」や、「子どもチャレンジ講座」の更なる充実に努めます。

事業を推進していく上で重要となる地域ボランティアについては、地域全体で子どもを守り育てる意識の啓発を図ることにより、支援者や指導者の確保に努めます。

また、小学校1年生から3年生までの児童を対象としている「留守家庭児童会」は、対象児童を拡大するために、現在、町内の空き家を活用して受入施設の整備を行っており、整備が完了次第、4年生の受け入れを開始し、平成31年度以降は、6年生まで拡大してまいります。

また、「放課後子ども教室」と連携を図り、安全で健やかな生活の場を提供することにより、児童の健全育成と子育て支援の充実に努めてまいります。

～芸術・文化活動の振興を図ります～

芸術・文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となることから、芸術・文化を大切にする社会の実現を図ります。

町民センターを初め、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、公民館、図書館等における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、引き続き、「坂町歌」、「坂町音頭」の普及と振興を図り、地域に根ざした芸術・文化活動のより一層の推進に努めてまいります。

また、文化協会・関係機関及び団体等と連携し、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報提供及び発表の場や参加する機会の拡充を図ります。

特に、郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、町民への普及啓発や団体活動の支援とともに、地域・行政などと連携して、保存伝承活動に努めてまいります。

また、昨年、町内の八幡山八幡神社から寄贈され、修復を行った六角御輿については、町民センターに展示保存するとともに、活用について検討を進め、本町の歴史や文化に触れる機会の拡充を図ってまいります。

～町史の普及・活用に取り組みます～

歴史資料の普及啓発及び郷土愛を育むことを目的に刊行された4編の町史と編さん事業に伴い収集した資料を活用して、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開し、歴史や文化に対する関心意欲を高めるとともに、先人が築いた歴史・文化を次世代に継承するため、坂町史の普及啓発活動に努めてまいります。

また、町内の史跡に案内板を設置し、多くの方が坂町の歴史や文化を知り触れることで、より一層の郷土理解、郷土愛の醸成に努めてまいります。

～国際交流を推進します～

青少年が広く世界に目を向け、海外の多様で異なる文化・生活・習慣などに直接触れることにより、グローバル化に対応する人材の育成を目指し、中学生を対象とする第6回坂町海外研修青少年対象事業を実施します。

事業概要としては、過去5回実施した成果と課題を踏まえた事前学習を実施し、移民の歴史、ホームステイ体験、現地の学校訪問、郷土出身者の会との交流、語学研修等の内容を検討し、事業の充実に努めます。

また、2020年東京オリンピックの出場を目指すメキシコビーチバレーボールチームの事前合宿を誘致し、ベイサイドビーチ坂で実施することが決定しており、期間中に町民及び各小中学校の児童生徒がオリンピック選手との交流や世界レベルのプレーを間近で見学するなど、国際的な交流を通じて他国の文化や習慣などについて理解を深めてまいります。

最後に、厳しい財政状況の中で、町当局の教育行政に対する温かい御配慮に感謝し、その期待に応えるため、より一層努力し、坂町教育の向上及び発展のために邁進してまいります。

今後とも議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御支援をお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、「平成30年度教育行政方針」を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日はこれをもって延会とします。

再開は、あす、3月6日、午前10時とします。

お疲れさまでした。

（延会 午後2時35分）

上記記録の内容が正確であることを証するために署名する。

坂 町 議 会 議 長

議 員

議 員

議 員